

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時  
平成29年7月5日（水曜日）  
午前10時1分開会、午後0時7分散会
- 2 場所  
第4委員会室
- 3 出席委員  
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、  
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
戸塚担当書記、竹花担当書記、高橋併任書記、黒澤併任書記
- 6 説明のため出席した者  
県土整備部  
中野県土整備部長、高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長、遠藤道路都市担当技監、  
八重樫河川港湾担当技監、嵯峨県土整備企画室企画課長、  
小上県土整備企画室用地課長、菊池建設技術振興課総括課長、  
沖野建設技術振興課技術企画指導課長、田中道路建設課総括課長、  
白旗道路環境課総括課長、岩湊河川課総括課長、佐々木河川課河川開発課長、  
大久保砂防災害課総括課長、藤井都市計画課総括課長、  
小野寺都市計画課まちづくり課長、矢内下水環境課総括課長、  
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、  
照井港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者  
1名
- 8 会議に付した事件  
(1) 県土整備部関係審査  
(議案)  
ア 議案第11号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中  
他の委員会付託分以外  
イ 議案第13号 県営住宅等条例の一部を改正する条例  
ウ 議案第14号 岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

- エ 議案第19号 主要地方道重茂半島線堀内・津軽石地区道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第20号 一般国道397号（仮称）新小谷木橋（下部工）（第4工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- カ 議案第21号 一般県道大ヶ生徳田線（仮称）徳田橋（下部工）（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第22号 主要地方道重茂半島線（仮称）大沢トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第23号 宮古港藤原地区津波避難ビル新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第24号 高田松原津波復興祈念公園造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第27号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- サ 議案第28号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- シ 議案第29号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- ス 議案第30号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- セ 議案第31号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第32号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- タ 議案第33号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- チ 議案第34号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(2) その他

- ア 次回及び次々回の委員会運営について
- イ 委員会調査について

9 議事の内容

○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第11号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、商工文教委員会に付託された別表第5の改正を除く部分を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤井都市計画課総括課長 議案（その2）の83ページをお開き願います。議案第11号岩手県手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきますので、議案説明資料の1ページをごらんください。初めに、1、改正の趣旨であります、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。これは、

租税特別措置法施行令の一部改正により、岩手県手数料条例で引用している条項にずれが生じたことによるものであります。

次に、2、条例案の内容であります。岩手県手数料条例別表第7第39項に租税特別措置法施行令第25条の4第16項と規定しているものを第25条の4第17項とするものであります。

事務の概要であります。民間が行う一定の要件を満たす再開発事業のために土地等を譲渡した個人が、当該事業により建築された中高層耐火建築物を取得して居住することができない特別な事情があることを知事が認定するものであり、これにより税制上の特例が受けられるものであります。なお、今回の改正により、制度自体に変更はありません。

次に、3、施行期日であります。公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第13号県営住宅等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○辻村住宅課長 議案（その2）の87ページをお開き願います。議案第13号県営住宅等条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案説明資料の2ページをお開き願います。初めに、改正の趣旨ですが、県営両石アパートを設置しようとするものでございます。

次に、改正案の内容について御説明いたします。県が設置し管理する災害公営住宅として、条例の別表において釜石市の両石アパートを追加しようとするものです。

次に、施行期日についてですが、規則で定める日から施行することとしております。これは、一般的に公の施設については供用開始の日をもって施行日とすることとなっており、おって規則で定める日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第14号岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井港湾課総括課長 議案（その2）の88ページをお開き願います。議案第14号岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案説明資料の3ページをお開き願います。初めに、改正の趣旨でございますが、新たな港湾施設として軌道走行式荷役機械を加え、その使用料の額を定めようとするものでございます。

次に、改正案の内容について御説明いたします。第7条に新たな港湾施設として軌道走行式荷役機械を加え、その使用料の額を別表第1において、使用時間30分までごとに3万747円と定めるものでございます。

次に、施行期日についてでございますが、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

資料の4ページをお開き願います。先ほどの使用料につきましては、大阪府から無償譲渡されたことなどから、東北他県の使用料と比較しましても安価となっております。下には実際に移設するガントリークレーンの写真、設置する位置図を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 使用料を決めるという説明の中で、大阪府のほうからいただいたということでありました。非常にありがたいことだと思っております。それありきで進めてきたわけではなく、このような岩手県の意向がある中で、たまたま大阪府のほうからということでありました。これに対して、県のほうはどのように感謝なり、受け渡しをやっていくのかということをお聞きしたいのであります。いずれ数日間というか、ある程度の期間を経て大阪から運ばれてくるわけですが、大阪を出るその日程、それから受け渡し式なり、受け入れ式なり、そのようなことをどう進めていくのかということをお聞きしたいと思います。

○照井港湾課総括課長 現在大阪府と譲渡の式典をやるべく調整をしている状況でございます。

○**神崎浩之委員** ある程度のことは私も聞いてはいるのですが、結構な日数をかけて来ますよね。それから、前にも言ったかもしれませんが、例えば知事が大阪に行って受けるとか、こちらでもみんなで歓迎するだとかというような話はしたと思うのですが、もう少し詳しく丁寧に答えていただきたい。

○**照井港湾課総括課長** 現在大阪港でガントリークレーンの改修工事を実施しております。それで、8月7日に大阪港を出港する予定としておりまして、その前に知事が大阪府に行きまして、譲渡していただくというようなセレモニーをすることで大阪府と調整をしている状況でございます。

○**中平均委員長** もう日程等もわかっているならば説明いただきたいということで、考えていればということだと思います。検討中であれば、今検討段階ということでもいいと思うのですけれども、答弁を引き続き。

○**照井港湾課総括課長** ガントリークレーンにつきましては、現在の予定ですと8月7日に大阪港を出航いたしまして、海上条件等がよければ8月12日に釜石港に入港するというような予定を考えております。

知事が大阪府に出向きまして譲渡のセレモニーをすることにしておりますけれども、その日程につきましては現在大阪府と調整中でありまして、先方の公表の事情もあると思いますので、ここでの発言は控えさせていただきたいと思っております。

○**神崎浩之委員** 着いたときには、どういう形か、歓迎をしたいと思っております。

この金額なのですけれども、そのような経過で、意外と安いということだったのですが、今後、例えば使用料の大幅な変更等は考えられるのでしょうか。それとも、この金額が基本となって進めていくものなのかと、その辺ちょっとお聞きしたい。今後の使用料について。

○**照井港湾課総括課長** 現在のところ使用料の変更は想定していませんが、例えば想定を超えるような取扱貨物量があった場合、その場合は安くなるか、もしくは競争関係にある他県の港湾の価格が著しく安くなった場合は検討することがあるのではないかと考えています。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた

しました。

次に、議案第19号主要地方道重茂半島線堀内・津軽石地区道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**田中道路建設課総括課長** 議案（その2）の94ページをお開き願います。議案第19号主要地方道重茂半島線堀内・津軽石地区道路改良工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名は、主要地方道重茂半島線堀内～津軽石地区道路改良工事。

工事場所は、宮古市赤前及び津軽石地内。

工事概要は、復興関連道路に位置づけ整備を進めている主要地方道重茂半島線堀内～津軽石地区において、津波災害時に浸水しない道路を整備し、集落孤立の発生を防止することを目的とした工事であり、平成27年12月11日に契約締結の議決をいただいたものです。

設計変更の理由及びその内容は、今回の工事区間のうち、当初契約後に用地取得ができた箇所について、今回の工事に取り込み、事業推進を図ることとしたことと、別途工事で国道45号のかさ上げを実施する予定ですが、手戻りとなることを避けるため、その影響範囲にある橋台工を今回工事からは減としたことに伴い、施工延長が変更になることとなります。また、当初想定した以上に地盤が悪いことが判明したことから、地盤改良工の範囲を増としたことにより、変更請負金額が増額となるものでございます。

契約額ですが、当初の契約金額は13億5,216万円、変更後の契約金額は17億7,429万960円で、当初契約に対し4億2,213万960円、約31.2%の増額となるものです。

請負者は、樋下建設株式会社であります。

工期は、現在の平成29年7月20日から平成29年9月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第20号一般国道397号（仮称）新小谷木橋（下部工）（第4工区）工事の請負

契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**田中道路建設課総括課長** 議案（その2）の95ページをお開き願います。議案第20号一般国道397号（仮称）新小谷木橋（下部工）（第4工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

一般国道397号（仮称）新小谷木橋（下部工）（第4工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の6ページをお開き願います。工事名は、一般国道397号（仮称）新小谷木橋下部工（その4）工事。工事場所は、奥州市水沢区真城及び羽田町地内。契約金額は8億9,100万円で、請負率は90.50%。請負者は、オリエンタル白石株式会社・株式会社平野組特定共同企業体であります。

工事概要ですが、復興支援道路に位置づけ整備を進めている一般国道397号の小谷木橋は、昭和29年架設と古く、幅が狭いほか橋両側の道路形状も不良であることから、安全で円滑な交通を確保し、幹線道路の機能向上を図るため、橋梁のかけかえ整備を行うもので、今回は基礎、橋脚、各3基の工事となります。

工期は370日間で、平成29年度から平成30年度までの2カ年の債務負担行為で行うものでございます。

なお、7ページに入札結果説明書、8ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第21号一般県道大ヶ生徳田線（仮称）徳田橋（下部工）（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**田中道路建設課総括課長** 議案（その2）の96ページをお開き願います。議案第21号一

般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋（下部工）（第1工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

一般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋（下部工）（第1工区）工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議を求めるものであります。

議案説明資料の9ページをお開き願います。工事名は、一般県道大ケ生徳田線（仮称）徳田橋下部工（その1）工事。工事場所は、紫波郡矢巾町大字藤沢地内。契約金額は8億3,700万円で、請負率は90.89%。請負者は、オリエンタル白石株式会社・株式会社平野組特定共同企業体であります。

工事概要ですが、一般国道4号や盛岡南インターチェンジ等の交通拠点と一般国道396号を結ぶ重要な幹線道路である一般県道大ケ生徳田線の徳田橋は、昭和37年架設で古く、幅も狭いことから、安全で円滑な交通を確保し、救急医療施設へのアクセス性の向上を図るために橋梁のかけかえ整備を行うもので、今回は基礎、橋脚、各2基となるものでございます。

工期は421日間で、平成29年度から平成30年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、10ページに入札結果説明書、11ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 二、三ちょっとお伺いいたします。昨日も斉藤議員のほうから、この第21号議案に対しまして御質問がありましたけれども、昨日の答弁では事業の進捗状況、事業費ベースで21%ということ御回答されていましたが、これにつきまして、まず用地の取得状況、全て完了しているのか、そこの状況についてお伺いします。

○田中道路建設課総括課長 平成23年の事業化以降、これまで測量、設計、用地交渉を進めてきました。事業地内にある用地の中に大型補償物件が2件ほどございますが、これについては2件とも完了しております。まだ残っている用地はありますが、引き続き円滑な用地取得に努めてまいりたいと思っております。

○白澤勉委員 そこの用地につきましてもしっかりと対応していただきながら、早期に事業を進めていただければと思います。

それから、2点目ですけれども、交通量をどの程度見込んだ設計になっているのか、お伺いいたします。その質問の趣旨は、御案内のとおり、将来的に岩手医科大学の移転、新病院の開設が予定されてございますけれども、そこら辺を見据えての設計になっているのか、お伺いいたします。

○田中道路建設課総括課長 徳田橋工区につきましては、平成22年度の全国道路交通量調査というのがありますが、これの実測値によりまして、平成42年度の交通量を推計するた



めの伸び率を乗じまして、日当たりの計画交通量を9,500台ということで設計を進めております。

○白澤勉委員 国の平成22年から平成27年までの交通量調査のデータをもとに9,500台ということで設計されているようですが、こちらは岩手医科大学の命の道路という意味合いもありますけれども、御案内のとおり産業道路、工業団地もありまして大型のトラック等も頻繁に通行しております。しかも、矢巾スマートインターチェンジが今度開通いたしますので、この横軸をつなぐ、さらに重要な路線になってくると見ておりまして、そういう意味合いからしても、今後ますますこの道路、徳田橋の意味合いというのがまたさらに強まってくるのかと思っておりますので、以前にもちょっとお話ししておりますが、全体の交通量の推計等も踏まえて、適切な対応をお願いしたいと思います。

それから、3点目、供用開始時期について、昨日の答弁では平成30年代前半という答弁でございましたが、改めて今後のこの事業の予定といえますか、今回は橋梁ピアを2基設置していくということですが、今後の事業計画の予定と供用の開始時期、ちょっとそこら辺を御説明お願いしたいと思います。

○田中道路建設課総括課長 まず、交通量のお話、岩手医科大学の移転を見込んでいるのかということですが、平成23年の県内全域を対象とした交通量推計というのを行っております。これは、岩手医科大学の移転の整備事業に係る環境影響評価の準備書に記載された、岩手医科大学に出入りする交通量が1万2,400台と、それに記載されていまして、それを加味するとともに、スマートインターチェンジの設置も見込んで、県内全体の将来交通量の推計をしたものになっております。

それに基づきますと、徳田橋、平成42年度の将来交通量ということで、徳田橋を通過すると思われる交通量は約150台と見込まれていまして、先ほど言った9,500台に対して、大体予想の範囲内におさまる、負荷がかかってもおおむね9,500台前後におさまっているということで、大きな影響はないものと考えております。

それから、事業計画と供用開始時期ということでの御質問がありました。事業開始時期、事業の予定につきましては、工事については今回が初めての工事になります。今回は橋梁の下部工2基ということですが、これから平成32年度までに残りの下部工を仕上げしていく予定にしております。平成32年度までかかるのは、北上川にかかるということで、国の河川管理者との協議が必要になってきます。その協議の中で、施工時期は水が余りないということで、10月から6月までに限定されております。それから、岸の両側に橋台を設置しますが、これにつきましては同時期の施工ができないというような条件も付されております。そういったことから、どうしても橋梁の下部工の施工時期を一回に発注することができないということで、どうしても平成32年度までかかるという予定になっております。

それから、上部工につきましては、下部工ができるのを見計らって、速やかに架設できるようにということで平成31年度から着手する予定で、全体の完成につきましては、きのうの答弁にもありましたが、平成30年代前半ということを見込んでおります。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号主要地方道重茂半島線（仮称）大沢トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田中道路建設課総括課長 議案（その2）の97ページをお開き願います。議案第22号主要地方道重茂半島線（仮称）大沢トンネル築造工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の12ページをお開き願います。工事名は、主要地方道重茂半島線（仮称）大沢トンネル築造工事。工事場所は、下閉伊郡山田町大沢地内。工事概要は、復興関連道路に位置づけ整備を進めている主要地方道重茂半島線大沢～浜川目地区において、津波災害時に浸水しない道路を整備し、集落孤立の発生を防止することを目的とした工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、まず隣接する改良工事との工程調整の結果、図面右側のトンネル坑口部付近の切り土工の一部を今回の工事に取り込むこととしたこと、及びトンネル掘削に伴う沿道への騒音など周辺環境に配慮し、一部区間の夜間作業を控えたことに伴い掘削日数が増となったことから、変更請負金額が増額となるものでございます。

なお、13ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額は9億9,684万円、変更後の契約金額は12億4,243万6,320円で、当初契約に対し2億4,559万6,320円、約24.6%の増額となるものでございます。

請負者は、株式会社森本組・小野新建設株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成29年7月31日から平成29年8月31日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号宮古港藤原地区津波避難ビル新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○照井港湾課総括課長 議案（その2）の98ページをお開き願います。議案第23号宮古港藤原地区津波避難ビル新築（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の14ページをお開き願います。工事名は、宮古港藤原地区藤原ふ頭津波避難ビル新築（建築）工事でございます。

工事場所は、宮古市磯鶏地内。契約金額は5億5,188万円で、請負率は88.24%。請負者は、樋下建設株式会社でございます。

工事概要ですが、本工事は宮古港藤原ふ頭において、津波襲来時の避難機能とフェリーターミナル機能をあわせ持つ施設を整備する工事でございます。

工期は、平成30年3月20日まででございます。

なお、15ページに参考資料、16ページに入札結果説明書及び17ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木宣和委員 平成30年6月にいよいよ就航というところで、本当に待ち遠しいところなのですが、まず一つ目が、図面みたいなのがなぜ添付されていないのかというところが、何かイメージが湧きにくいと思ったのと、それと15ページの参考資料で、概要についてというところがあって、津波避難ビルとしての機能、フェリーターミナルビルとしての機能というところで、川崎近海汽船株式会社から宮古市とか室蘭市とかにこういうフェリーターミナルをつくってくださいという要望のようなものを出されているかと思えますけれども、そういったものをどう反映されているのかというところを伺いたいと思います。

○照井港湾課総括課長 わかりやすく図面を添付すればよかったですけれども、現在外観の意匠についても再度詳細な検討を進めることにしてまして、その検討が終わりましたら公表したいと考えているところでございます。

施設の内容につきましては、川崎近海汽船株式会社のほうと協議いたしまして、例えば2階の売店と軽食のスペース、待合スペースの広さとか、駐車場の駐車スペースの台数、そういうことをさまざま打ち合わせをしながら練り上げて、つくった施設でございます。

○佐々木宣和委員 確かに川崎近海汽船株式会社とはきちんと話し合いながら、設計をされているというところだと思っています。

工期が3月20日ということで、このビルができてから人道橋の工事、つなげるところの工事とか、機械設備工事等々というのを3カ月弱でやらなければならないということなのですよね。そのスケジュール感というのは問題がないのか。

○照井港湾課総括課長 現在電気設備系の工事とか、機械設備工事については、きょうまでに全て発注、契約済みになります。そして、フェリー就航は6月なのですが、川崎近海汽船株式会社のほうから、できれば4月中にはターミナルビルに入居して、準備をしたいというような意向を示されておりますので、できるだけその意向に沿うように整備を進めてまいりたいと考えています。

○中平均委員長 佐々木委員、資料は全部、外観図ができてからの資料でいいですか。

○佐々木宣和委員 全部終わった後で。

○中平均委員長 平面図があると思うので、それだけもらっておいて、後で追加をもらいますか。

○佐々木宣和委員 今あるのはもらって、追加をもらうという形がよろしいです。

○中平均委員長 相談ですけれども、執行部のほうで、多分入札に出すので平面図等はあるかと思うのですが、それを資料として提供をお願いしますか。今すぐでなくてもいいのですが、大丈夫であれば、委員会終了後でも、委員の皆さんに資料提供をお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第24号高田松原津波復興祈念公園造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤井都市計画課総括課長 議案（その2）の99ページをお開き願います。議案第24号高田松原津波復興祈念公園造成工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案説明資料の18ページをお開き願います。工事名は、高田松原津波復興祈念公園造成工事。工事場所は、陸前高田市高田町及び気仙町地内。契約金額は8億5,857万7,320円で、請負率は90.48%。請負者は、株式会社佐武建設であります。

工事概要ですが、高田松原津波復興祈念公園は、東日本大震災津波の犠牲者を追悼、鎮魂し、震災の経験や教訓を継承するため、国、県、陸前高田市が整備するものとして計画しております。本工事は、県整備エリア内の既存構造物撤去及び一次造成を行うものであります。

工期は、平成31年3月15日まで、平成29年度から平成30年度までの2カ年の債務負担行為で行うものであります。

なお、19ページに入札結果説明書、20ページから21ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第27号から議案第34号までは財産の取得に関し議決を求めることについてであります。以上8件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○辻村住宅課長 議案（その2）の102ページをお開き願います。財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

お手元の議案説明資料22ページをあわせてお開き願います。今回大槌町で実施いたします買取型災害公営住宅整備事業に係る8件、議案第27号から議案第34号について、議案（その2）の102ページから109ページになります。この資料によりまして一括して御説明いたします。

買取型災害公営住宅整備事業の概要でございますが、事業者が基本計画を提案し、県が

プロポーザル方式による選定後、選定事業者が設計、施工をあわせて行います。県は完成後の住宅を買い取り、町に譲渡しようとするものでございます。

選定及び発注の手順等につきましては、資料のとおりとなっております。県が事業者を公募、選定いたしまして、基本協定を締結いたします。今般、事業者、事業計画及び事業費の上限が確定したため、財産取得議案を提出するものでございます。

議案の提案時期につきましては、通常は建物完成後の売買契約の段階において御審議をいただきますが、被災者の入居時期を少しでも早めることができますよう、基本協定を締結する今の段階で御審議をいただきたいと考えているものでございます。

その後、基本協定に基づき、事業者が建築設計、建築工事を行います。工事の完成後に県が買い取り検査を実施いたしまして、それに合格した後、売買契約を締結いたします。引き渡しの後、公営住宅の入居の開始となります。本事業による住宅は、大槌町に移管され、町営住宅として管理されるものでございます。

3の取得する財産の概要ですが、提案議案の8件を表にまとめてございます。地区名は三枚堂Ⅰ地区からⅣ地区及び町方A、B、D、Eの計8地区でございます。

種類及び数量は、戸建てまたは長屋建ての住宅で、議案第27号から41戸、23戸、19戸、15戸、17戸、9戸、6戸、6戸であります。

取得予定価格は、設計監理費、外構工事及び建築確認申請等の手数料を含む価格ですが、議案第27号から、三枚堂地区が8億8,765万円以内、5億9,085万円以内、3億6,005万円以内、3億2,275万円以内。議案第31号から、町方地区が2億6,415万円以内、1億3,455万円以内、8,910万円以内、8,538万円以内となっております。

事業者につきましては、記載の二つの事業者となっております。

4の取得の方法でございますが、買い入れとしており、実際の取得価格は、国が定める補助限度額を上限といたしまして、事業者の提案価格以内としております。

5の事業スケジュールは記載のとおりで、引き渡し予定はいずれも平成30年3月であります。このため、建物の売買契約時期もこの時期となります。

6の選定までの経緯でございます。平成29年1月に三枚堂地区、同年3月に町方地区の募集要項等を公表いたしまして、三枚堂地区で9事業者、町方地区で7事業者の応募がありました。平成29年5月11日の審査委員会を経て、事業者の決定、公表となったところでございます。

7の審査委員会の評価の状況でございますが、今回の事業では地区ごとに事業者を選定することといたしました。評価の方法は、第1段階で資格要件の適格審査等を行い、第2段階で審査員の定性的審査並びに提案価格に対する定量的審査を行っております。結果として、各地区ごとに記載の事業者を選定いたしました。

事業箇所の位置図及び配置図は、資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**神崎浩之委員** 買取型災害公営住宅整備ということですが、岩手県として全体で何カ所、この形式でやるのかということと、それから過去には何カ所ぐらい進んでいるのか、あとは今後どのくらい出てくるのか、それをまず一つお伺いしたいと思います。

それから、エリアの選定というのは、たまたま8件出ているのですが、そのうち三枚堂地区4カ所でありまして、今回全体的には二つの事業者なのですが、入り乱れているというか、全部同じなのかと思ったら、そういうことではないので、公募の仕方とすればⅣ地区、Ⅰ地区、Ⅲ地区、Ⅱ地区ということで、たまたま全体は三枚堂地区になるのだけれども、おのおので競合してこういう結果だったのかというようなこと、それが二つ目です。

それから、三つ目は、先ほどの説明で、上限が決定したので、今回提案ということになりましたということで、この上限の決定と、それから事業者の公募、選定と価格の関係、それからあとは最後の売買契約のときの価格、この辺の関連についてお伺いしたいと思います。

あわせて、この件については売買契約のときに恐らく議会には諮られないと思いますけれども、本日で決定ということなのですが、今後価格の変動もあるかもしれないので、その辺についてお伺いします。

○**辻村住宅課長** まず、御質問の1点目でございます。これまで同様の発注形態はあったのか、それから今後の予定はということでございましたが、これは一昨年度、山田町の2カ所で同様の手法で買い取りの事業を行っております。こちらにつきましては、一団地が既に完了して町のほうに移譲、一団地が3月末に工事が完了したという状況になっております。

それから、今後の予定ですけれども、基本、災害公営住宅はほぼ終盤に差しかかってまいりましたので、これから予定しております内陸災害公営住宅でどのような手法をとるかというのを今検討しておりますが、そこで採用する、しないをひっくるめて、どのような発注の方法が適切かというのを議論しているところでございます。ですから、現時点ではまだ検討中というところです。これが一つ目でございます。

それから、2点目、エリアの選定ということで、これもどのように決定したのかということですが、こちらは基本、町に譲渡する団地でございまして、具体の建設場所は町から指定をいただいたところでございます。三枚堂地区につきましては、調査など地権者とやりとりしまして、4カ所、この場所ということで、県のほうで造成工事を行いまして、そこに建物を建ててもらうという形での地区です。また、町方地区も、町が行っております土地区画整理事業の区域内でございまして、そのブロックごとに4ブロック、ここに県のほうで建てていただきたいというお話をいただいて、今回発注しているところでございます。ですから、箇所が分かれており、一続きの土地ではありませんので、担当の地区名では三枚堂、町方という整理はしておりますけれども、とにかくいろんな方々に事業に手を挙げていただくですとか、競争していただくとよりよいものができるのでは

ということで、地区単位で募集をかけたところです。審査の結果、たまたまこちらの2者が、ちょっと入り組んだ形にはなっておりますけれども、それぞれ事業者として選定したところでございます。

それから、3点目の上限額と、今後の見込みとか、お金の関係でございます。一般的には買い取り事業というのは、例えば県がヘリコプターを買いますというようなものも、値段が決まっても、あしたにでも判こつくぞという前提で委員のほうにもお話しするものではありませんけれども、買い取り事業という形態をとっておりますが、これから建てていただいて、できたものを買取るという形になっています。実際建てていく中に、当初想定していなかった、地盤がちょっと悪かったですとか、それから町の要望で、具体的にここをもう少しこうしてくれないかといったようなお話が今後出てくるものだと思っております。それらを今後精査しながら、最終的な金額を決定させていただくわけですが、まず上限額として今回お示しましたように、住宅の場合、国のほうで公営住宅の標準建設費というものを定めています。木造の戸建てですとか長屋建てですと、大体金額はこの程度といったものがありますので、当然面積に応じてそこは調整をかけるわけでございますけれども、まずその一般的な価格を上限といたしまして公募をかけています。それに対しまして事業者のほうで、うちの会社はこれくらいでできますよといった形の提案価格をいただいているところではありますけれども、先ほどお話ししましたとおり、今後細かい部分の変更が出てまいりますので、実際の買い取り価格は、当然私どもの示した上限額を下回った事業者の提案価格になりますが、若干の変更が出てきたもので額を確定いたしました、それを買取るという流れになってきます。上限額と金額の関係は以上の流れになっております。

それから、各地区の価格の変動ということでございましたが、今の説明と重複しますが、実際これから工事をしていく中で、細かいところがいろいろ出てくると思っています。そのところは、今いただいている提案価格ですとか、私どものほうで持っている工事の価格等ございますので、そこで協議をさせていただいて、具体的に金額を決めさせていただくという流れになっております。

○神崎浩之委員 今回これについてはスピーディーに建てるということで、こういう方式がたしか若林部長のころから説明があったと記憶しております。資料の24、25ページを見させていただくと、点数のばらつきがすごいのです。例えば82点のところもありますし、49点というところもあって、一般競争入札と違ってばらつきがすごく多いと思っていて、この方式というのは妥当なものかと、この点数を見てよぎったりするのです。制度が成熟しているのかどうか、いずれプロポーザルなので大丈夫なのかというようなことで、どのぐらいの審査をなさっているのか。価格はまあいいのですけれども、第2段階の配点が多い、そういう中で、いろんなグループの点数が非常にばらつきが多いということで、制度的にどうなのかということ、感覚的な質問なのですけれども、お伺いしたいということが一つ。



それから、もう一つ、最後なのですけれども、瑕疵担保責任というか、工事に瑕疵があった場合には誰がどう責任を持つていくのかということがあります。当初陸前高田市のほうでかさ上げしたときに、高台とかちょっとずれたとか、そういうこともありましたし、東日本大震災では一関市も実は、山目館ニュータウンを含め地盤沈下して、大変な被害があって、いまだに一関市でも山目館ニュータウンに帰れない入居者もいるわけなのです。そういうことがあって、盛り土、切り土、かさ上げについては、私も非常に心配しているのですけれども、今回は大槌町の住宅で、県、そして事業者があって、プロポーザルということなのですが、この辺について瑕疵担保責任なり、今後この住宅、土地について問題があったときには、誰がどう責任をとっていくのかについてお伺いいたします。

**○辻村住宅課長** まず1点目の、買取型の制度に関しての考え方ということになるかと思えます。私ども、確かにこちらの方式で災害公営住宅を建設するのは今回で、2例目という形になっております。ただ、住宅の取引に関して考えますと、行政が発注するよりも圧倒的に民間の取引のほうが市場的に大きい状況になっております。それらの中で、県といたしまして、鉄筋コンクリートの4階建て、5階建てといったような、そういういろいろ技術ですとか、施工能力を伴うようなものについては、従来の形で設計を組んで、また県も関与するような形で発注するというところでございますけれども、こちらの戸建ての住宅ですとか平屋の長屋みたいなものと、民間の取引でよく行われている事例というように考えております。そういった中では、役所の仕事は余りやっていないのですけれども、民間事業者、民間の取引の中で、建て売り住宅ですとか、そういったことをやっていらっしゃる業者に参画していただくということで、いろんな方々に災害公営住宅の整備に入っていて、幾らかでもスピードアップしようということを想定して、今回はたまたま大手業者がとってしまいましたけれども、そういう形で間口を広げて制度を組んだところでございます。

その中で、技術提案力というのは、大きな会社、小さい会社、それぞれ提案内容の質の問題もありまして、このような点数差が開いたところではございますけれども、一昨年実施しました山田町にあっては、公共事業をやっている県内の地場の工務店にも工事をやっていただきましたし、そういった形で間口を広げて、いろんな方に参加していただくということでは、一つの基準になるかというように私どもは考えているところです。

それから、2点目でございますが、瑕疵担保の関係でございます。ここが一番重要になってくる場所だと思っておりますが、同じく住宅の場合、建て売り住宅にいたしましても、民間の個人個人の契約もそうですけれども、特に住宅の品質確保の促進等に関する法律ということで、その辺の保証ですとか瑕疵に係る部分というのはきっちり制度化されておりまして、それらの保護ができるような形になっております。まして、今回県が事業者から買い取って、町のほうにお渡しするものであり、もともとの事業主体は県という形になりますので、そこは当然責任を持って、ないものと確信はしておりますけれども、もし万が一何かふぐあいがあれば、県のほうで話を承って、事業者のほうに施工瑕疵に係るも

のを対応いただく形になってまいります。

ただ、検査等につきましても、直接行政がということではありませんが、民間の第三者機関、こちらのほうに認証をいただいて、そういった手続を踏んでもらって、それらの証明をつけた上で買い取るというような仕組みになっておりますので、そういった意味でふぐあいが出る可能性は低いのかと考えているところでございます。

○**神崎浩之委員** ということ、急ぐのですよね。急ぐと、果たして工事は大丈夫かと。二、三年はいいかもしれないけれども、後々いろいろと出てこなければいいと願っています。そういう場合には県のほうが責任を持って、あとは施工業者と対応しながらということ、いいのですよね。

ちなみに、何年ぐらい県、あるいは事業者のほうは、その責任を持っていくのか。先ほどの法律もありましたけれども、その辺についてお知らせ願います。

○**辻村住宅課長** どれくらいまで県のほうで責任を持つのかということですが、住宅に関する瑕疵担保履行について、法律上は10年という期間設定がされております。ただ、当然内容等いろいろございますので、10年を1日過ぎたから県は知らないよというようなものでもないのかと思っておりますので、その辺は内容により対応させていただきたいと思っております。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、県土整備部から、株式会社東芝から権利義務を承継した東芝電機サービス株式会社の商号の変更について発言を求められておりますので、これを許します。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** 株式会社東芝が社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社を東芝電機サービス株式会社に承継分割したことにしまして、去る6月30日に工事請負契約の締結に関する議決の変更について可決いただいたところでございますが、7月1日付で東芝電機サービス株式会社の商号等が変更になりましたことについて御説明申し上げます。

お手元に資料を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。変更内容は、

商号を東芝電機サービス株式会社から東芝インフラシステムズ株式会社に変更するとともに、会社住所及び代表者をインフラシステムソリューション社の本社機能がございました住所地及びその社長であった秋葉氏に変更する内容でございます。

新しい住所地は、従来の株式会社東芝社内カンパニーのインフラシステムソリューション社の本社機能が置かれておりました場所、また社長は現在株式会社東芝の執行役員兼副社長を務めつつ、東芝インフラシステムズ株式会社代表取締役として、こちらの代表者となるものでございます。従来のインフラシステムソリューション社の社長の役割を果たしていた方でございます。

今回の商号等の変更につきましては、事前に株式会社東芝ホームページで公表されておりました、県もその内容は承知しておりました。ただし、あくまでも未確定の情報ということで、議案審査の段階では説明せずにおりましたけれども、逆に説明不足でわかりづらいものとなったことにつきまして、おわび申し上げます。今後より丁寧な説明を心がけてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 株式会社東芝の件はそういうことで、これからきちんと丁寧に、さらにこういう件はないと思いますが、やっていただければと思います。

別件ですけれども、災害公営住宅の関係で、入居した皆さんからいろいろお声をいただいております、その対応について確認させていただきたいと思います。RC構造の災害公営住宅に入居された方々から、換気扇を使用した際に、入り口のドアの開閉に非常に力が必要で、なかなか難しいのではないかという声をいただいております。確認したところ、平成29年度工事完成の物件からはドアが改良されたものになって、いわゆる内圧を解除して開閉できるドアに変更したというように聞いたわけですが、これまでのそれらの対応の経過を説明いただきたいと思います。

○辻村住宅課長 災害公営住宅で換気扇を使用した場合、玄関ドアがあけにくくなるという課題に対する対応の経緯ですけれども、基本的に、最近建てています公営住宅は機密性がかかなり高くなっておまして、確かに換気扇をかけると建物の中に負圧がかかりますので、ドアがあけにくくなるという状況が発生するということは事実でございます。ただ、当然住戸の中に吸気口というものがありまして、そこで空気を入れつつ外に出すということで、空気が循環する形になっているものですが、利用される方が吸気口を閉じた状態で換気扇を使ったりするようなケースがあるということが大きな原因なのかと思っております、まず私どもとすれば、換気のために必要なものですので、利用者の方々に吸気口は閉じないでくださいというような注意喚起をさせていただいたところです。一方でそういった御意見もありましたので、私ども物をつくる技術サイドの人間として、よりよいものを提供させていただきたいとの考え方のもとに、そういった御質問があった際、何かそれに対応した商品がないかということで調べましたところ、新製品という形でドアを工夫した商品、1回引っ張ると、てこの原理で少しドアが開いて、そこから空気が入って

あけやすくするといったものが出てまいったものですから、それではこういったものを設置したほうがより望ましいものができるのではなからうかということで、それ以降建設するものについては、ドアの種類を切りかえて発注をかけたところでございます。

○**軽石義則委員** 新しいものに変更していくということはいいことだと思いますし、そういう対応をしていただいたことには感謝したいと思います。ただし、以前にそういう課題があって、それをそのまま、換気口をあけてくれとか、換気扇をとめてドアをあけてくれというお願いをしたとしても、これからさらにひとり暮らしも含めて高齢者がふえていく住宅であると考えておりますので、いざとなったときに、その対応を一つずつできるかどうかというのは、非常に難しい課題ではないかと思えます。だとすれば、そういういいものを平成29年度から採用しているとすれば、この災害公営住宅以前、いわゆる平成28年度以前に完工したものについても、全てとは言いませんけれども、そういうドアが必要だと思われる方を優先的に、ドアの取りかえなどについてはやっていくべきではないかと思うのですけれども、その部分についてはどう考えているのでしょうか。

○**辻村住宅課長** 完成した建物をよりよいものに向かおうというお話になろうかと思っております。委員御指摘ありましたとおり、ドアにつきましても、その使い方だけではなく、そのような形でできれば、よりよいものになろうかという思いは私どもも持っております。ただ、私どもは既存の公営住宅を6,000戸弱抱えていますけれども、こちらの団地等につきましても、例えば古いものはエレベーターがついていないですとか、トイレに手すりがついていないですとか、また本当に古いものですと浴室などで、スペースは用意しているのですけれども、風呂桶とか風呂釜は皆さんのほうで用意してくださいといったような、そういったストックも多数抱えているところでございます。その当時はよかったかもしれないけれども、今となればもっとこうしてあげたいというところは多々ありますので、限られた予算ではありますけれども、私ども維持修繕のほか改善の予算等も確保しておりますので、そういった中で優先順位をつけながらよりよいものを、今お住まいになっている方々がよかったと思えるようなものに改修等を進めていきたいと思っております。ちょっと現時点でそのドアの関係については、今すぐというのは正直難しいのかと思っております。

○**軽石義則委員** 詳しく説明いただきました。既存の公営住宅も含めて全部やってくれと言っているのではなくて、災害公営住宅に限っては、やはり被災者に寄り添った対応をしていくのだという前提でこれまでも対応してきているわけです。であるとすれば、課題が発生してドアを実際取りかえているわけですので、災害公営住宅の分だけはまず優先して、予算を国へも相談した上でできないのかということで、国に対する相談ぐらいでもいいのではないかと思うのですが、その点はどうでしょう。

○**辻村住宅課長** 災害公営住宅と、一般の公営住宅をどう考えるかということであろうかと思いますが、私どもといたしましては、同じ県営住宅に入ってお住まいの方々でございまして、その中でまさに重要度を勘案しながら、どのような対応をとっていくのかという

ことになるのかと思っております。

国に対しての要望等のお話ですけれども、基本的に、でき上がったものにつきましては維持管理の中で運営していくということになりますので、これは管理運営をやっております県及び市町村のほうがどのように取り組むかということになってくるかと考えています。

**○軽石義則委員** 現行のルールはわかりますけれども、やはり現状、そこにいる方々が不便を感じているし、危険を感じているとすれば、まずは災害公営住宅のほうを優先して取り組めるようなものを何とかお願いをしていくということの取り組みだけでもしていくべきではないかと私は思うのですけれども、部長、その取り組みについてはどうなのですか。

**○中野県土整備部長** 軽石委員からのお話は、災害公営住宅にお住まいの特に御高齢の方で、ドアの開閉についても、恐らく吸気口を閉めた状態で換気扇を回した場合にどうなるかという、かなり特殊な事情ですし、一般の健常者、力がある方であればあくのですが、御高齢の方の場合ということで、かなり特殊なケースだと思えます。そういうケースというのは、ドアの開閉のみならず、災害公営住宅の使い勝手の中で不便をおかけしている部分はほかにもたくさんあるのだろうと思うのです。そういったものにどのように寄り添っていくかというところが大事になっていると思えます。その寄り添い方について、ハード、スペック、取りかえるということをやめるのか、もう少しほかの方法もあるのかと、いろいろやり方はあると思えますので、そこは総合的に見て、どういうやり方が現実的なのかというのを考えていかなければいけないと思っています。

物をかえるというのは、それだけお金がかかる話ですし、その住戸について、ずっと特殊な事情を抱えた方がお住まいになるとも限らないわけですので、今の事情の中でどういう解決法があるかという方法を考えることが大事なのかと考えております。それぞれの事象、事象をしっかりと見て、どういう解決法があるのか、お住まいの方にどういう寄り添い方があるのかというのは、ハードをかえるだけでなく、いろいろ考えていく必要があると考えております。

**○軽石義則委員** 県でも平成29年度からドアをかえて、設計も変えているということは、それだけの認識を持って進んできているということではないですか。だとすれば、平成28年度以前のものについても早急に、ドアを取りかえるということではなく、安心してできるようなものもあるとすれば、さらにそれにかえていく努力をすることも大事ではないかと思えます。きょう結論が出ないと思えますので、これは継続して私も確認していきたいと思えますし、ぜひ国のほうにも、同じ公営住宅の中でも実際に住んでみてふぐあいが生じることは今後別な面でもあると思うのです。それらについてはやはりきちんと、被災された皆さんが安心して継続して住めるようなものにつくっていくということが伝わってくるような答弁をいただければと思えますが、よろしく願いいたします。

**○中野県土整備部長** 委員おっしゃることと私が先ほど申し上げたことというのは、基本的に同じだと思っておりますが、いろんな解決法があると思えますので、それぞれの問題をしっかりと見て、どういう解決法が現実的なのか等を含めて、場合によっては国に相談する

こともあるかと思いますが、そういうことでやらせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○柳村岩見委員 東芝電機サービス株式会社の商号等変更についてでありますけれども、今説明不足であったということで、いわゆる請負先変更議案の審査時点で、ホームページで知り得たと。そのことは話さないで審議してもらったというようなことも含めてだと思ひますが、説明不足であったというおわびがありました。私は、ここは謝る必要はないのだと思ひのです。行政マンとして知り得たとしても、この請負契約先変更に際して、賛成、反対の可否が必要ですから、提案する側の立場からいうと、これは可決してほしい立場で議案を出されます。そういう立場の中で、拮抗した微妙なときに、7月1日にこの会社は今度変わるそうですなど説明する行政マンなんかいないのだ。ですから、そこは説明する必要も謝る必要もないのです。

ただ、前の審査で申し上げたとおり、起きている事態については遺憾であるから、どなたか謝る人を皆さんで考えて決めなさいと言ったのだ。それを考えなさい。そういうことを考えるのは、皆さんにとって非常に大事なことだと、こう申し上げたのです。

だから、質問の趣旨は、謝るべきときには謝るが、謝らなくていいときは謝らない。報告する必要もないことは報告をしないということ。足すも引きもしないという状態で審査してもらうことも大事であるということですから、そこら辺の整理。

それから、議員の皆さんのところに資料を置いて歩いたといつて、議会運営委員会においてそういうことが指摘されて、今度は説明に伺いますと。一体それがまた必要なのかどうか。議会運営委員会では、ただ置いていくというのは何事ですかと、説明しなさいという意見ですが、実はそれって本当に説明が必要なことですか。ある程度県土整備委員会の委員の方には、お会いして説明が必要であろうと考えることがあったにしても、何かそこら辺の整理をいつもして、謝るときには謝るべき人が謝り、謝る必要のないことには謝らない。報告しなくていいことはしない。つけ加える必要がないことにはつけ加えないとか、そののめり張りをしっかり持ちながらやってください。行政という事務の進め方のことをきちんと持って皆さんおやりにならないといけません。

私の立場はまた別に、皆さんをただただ追求するとか、あるいは説明しろとか、理解できないとかと申し上げるけれども、皆さんは皆さんの立場でしっかりとそれやってください。副部長、部長にちょっと所見をお伺ひしておきます。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 ただいま委員からいただきました御意見、また今回の案件でこれまでさまざま御指摘いただいたことも踏まえて、今後の対応についてはめり張りを持って考えていきたいと思ひます。

○中野県土整備部長 今柳村委員から御指摘あったこと、ごもつともだと思ひしております。我々、今回の事象については、議会に対して、委員会に対してどのように説明をするか。丁寧にしなればいけないのだけれども、通常の行政手続の中でやらないことも、やっている部分もあったものですから、ここはかなり悩んで検討したところでございます。今回

のケースというのは特別なケースなので、特別のやり方をしたと思っておりますが、今後については通常の行政としてやるべき手続、やる必要のない手続、しっかりと吟味した上で、議会に対しても丁寧さを持って対応してまいりたいと思います。

○**神崎浩之委員** 6月30日、我々は苦渋の選択をもって賛同いたしました。それに対して、今回の商号変更であります。本当に変更契約でよかったのかという気持ちは、私ならずも他の議員もお持ちではないのかと思っております。

そこで、基本的なところをまずお伺いしますけれども、今回東芝電機サービス株式会社が商号、住所、代表者をかえたということではありますが、これについては、東芝電機サービス株式会社はどのような目的で7月1日からこれらのことを行ったのか、当局のほうは承知しているのか教えていただきたいと思っております。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** 東芝電機サービス株式会社及び株式会社東芝内部での経営方針に基づく決定ですので、推測にはなりますけれども、東芝電機サービス株式会社はもともと電気設備のメンテナンスを中心としてきた会社でございまして、今回社会インフラの整備、鉄道業務も含めて、さまざま広範囲な社会インフラ整備を行う会社に変えることで、そういう意味で社名変更したと思っております。また、承継を受けた株式会社東芝の社内カンパニー、インフラシステムソリューション社は、6,500名を抱え、年商もそれなりの規模を持った事業体が合体したわけですので、それに対応できるように社長を変更し、また大きな体制があったほうに本社住所を移動したものだと考えております。

○**神崎浩之委員** 特に直接東芝電機サービス株式会社のほうから説明がないという中で、推測ということで御回答をいただいたものであります。商号、それから代表者がかわるといことは、会社の信用なり、実績なり、大きく左右していくことだと思っております。特に今回は名称だけでなく住所も移ったということ、それから代表者もかわった。資本金を大きくふやしてといことは前回聞いているわけなのですが、代表者がかわるといことは今後の経営を左右する。そして前回もお話ししましたが、株式会社東芝の100%子会社であるということが今後よかったのか悪かったのかということもあるのですけれども、いずれ私は大事な判断の材料になっていたのではないかと思っております。

そこで、ホームページで知ったということなのですが、当局がホームページで知ったというのはいつなのかをお聞きしたいと思います。

それから、ホームページで知ってから、その対応を真っ先に法務学事課なりに確認したと思っております。上記の変更は議会の議決を要しない事項ですと資料に書いてはありますが、それを県庁とすれば、どこの部署で、どのような確認をとって、議会の議決を要しない事項と記載がなされるような決定過程を通過してきたのか。また、これについて、東芝電機サービス株式会社については何らかのアクションを起こしたのかということ、この点についてお伺いしたいと思います。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** まず第1点目、いつ知ったのかでございしますが、

商号と住所の変更は5月30日に掲載され、代表者の確定は5月31日にホームページに掲載されております。

この変更について、議決を要しないことに関し確認した点でございますけれども、一つには、地方自治法に関するさまざまな事例に対する解釈を示された事務提要という冊子がありますけれども、事例に応じた法令解釈を記載された冊子ですが、そういうもので確認をしたことが一つと、あわせて法務学事課及び議会対応を担当しております財政課とも協議の上、そこは必要のない事項であるということは確認をいたしました。

第3点目、東芝電機サービス株式会社からの対応ですけれども、正式に今回の変更につきましては、当初書面を受けたほかに7月3日に直接県庁に来まして、商号等変更した旨の説明を受けたところでございます。

○**神崎浩之委員** それでは次に、この件が判明してから議員への対応についてです。6月30日の議決前の段階でもう既に知っているわけなのですけれども、この商号等の変更があるということに対する議員への対応、議会への対応については、誰がどのように決めていたのか。きのうまでの皆さん方のいろんな行動があったと思いますが、その前には6月30日に議決しなければならぬということがあったわけでありまして、これらの商号の変更の情報を知ってから議員、議会への対応について、誰がどのような判断で、どう決めていったのかお伺いをいたします。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** 今回の議案の提案が、当初提案とはいえ、追加で項目を追加させていただいた内容でございます。提出する内容につきましては、議案はもちろん法的に承継先である東芝電機サービス株式会社でございましたから特に問題はありませんが、資料につきましては所管である県土整備部が作成するものでございまして、内容につきましては議会対応を担当する財政課とも協議しながら、最終的には県土整備部の判断で作成して、これまで説明してまいりました。

○**神崎浩之委員** 6月30日の議決前に知っていて、それで議員にはこの件については触れなかったことについては、どのような判断で行われていたのか。何が何でも余計なことは言わずに通したいと、そのようなことではないと思いますが、今またこういう議論を、それから議員が疑義を感じるようなことになっているわけなのですけれども、それについて、その判断をお伺いしたいと思います。

○**高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長** ただいま結果的に疑義を生じる結果になったという御指摘をいただきましたけれども、そういう結果になりましたことは事実でございます。一方で、議案を提出する執行部といたしましては、あくまでも本質的に承継先が誰であるかということにフォーカスして対応していくことがベターだと思って、今まで東芝電機サービス株式会社という対象として取り扱ってまいりました。

○**神崎浩之委員** その後にこのような発表を議会、議員が聞いたときに、皆さんの事務手続上は淡々としてやったと思いますけれども、何だということが起こるとか、危機管理とか、そのようなことの検討や、懸念は抱いたことはありますか。



○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 この名称変更につきまして、先ほど申し上げましたとおり、変更になるということは承知しておりましたので、その情報提供をしたほうがベターなのか、それとも今回の議案にフォーカスしたほうがベターなのかということは検討いたしました。最終的にその結果、実際にこれまでの経緯のような選択をしてまいりましたので、その点では議員の皆様が受けた印象と我々が選んだ選択とずれが生じてしまったものと思います。

○神崎浩之委員 討論の中でも、柳村委員が苦渋の中で選択したと。一つは、消防団が被災されたということで、いち早くということもあります。それから、技術的に他の事業者でいいのか、そして7月1日が迫っているという中で、休憩を挟んで、何とかみんなで通しましょうと。やり方、当局の説明、当局の対応、これについては非常に異議がありますけれども、消防団のことや、さまざまなことを踏まえて通したということがあります。そのようなことを我々は思っているわけなのでありますが、この件については知っていたのだけれども、言わないほうがベターだという判断だということでもあります。何とか委員は賛成したわけでありますので、それは事前に話して情報提供していただく、そして進めるべきだと私は思っております。私は、すごく信頼関係を失ったと思っております。議会軽視ではないかというような気持ちも持っております。私や私の会派だけでなく、ほかの会派の皆さんからも、ちょっとこの進め方はおかしいのではないかとことを言われております。

今、行政の隠蔽体質ということが全国でも言われている中で、わかることだったらきちんと説明して、そして進んでいくということが今後の信頼関係を構築して、県政の課題にお互いに取り組んでいくということになっていくと思います。

特に高橋副部長は大雪りばあねっと。の件で、議会とか議員に対する苦労、それから経過、議員の雰囲気、そういうことをわかっている方だと思いますので、その高橋副部長がもう少しマネジメントを発揮していただきたかった。

それから、八重樫担当技監におかれましても、当初からこの水門・陸閘の件についてかわっておられました。そういう中で、この件についても議員の反応についてはずっとわかっていたらっしゃる。だから我々も賛同したわけでありますけれども、非常に残念です。

今後の進め方は、こういうことがないように希望するわけであります。そういうことで、お二人の所感をお聞きいたします。非常に私は信頼関係を失ったと思っております。

○中野県土整備部長 今ほどの神崎委員からの御指摘について、今回の社名変更、商号が変わるという話については、あらかじめ議案等説明の前に、これを含んで説明したほうがわかりやすいのかどうなのかということは内部で議論しました。その中で、株式会社東芝から実際に出ている承継の提案書の中にも、東芝電機サービス株式会社が承継相手なのですけれども、括弧で7月1日同日付で東芝インフラシステムズ株式会社に社名変更予定と書いています。社名を変更する予定でございました。予定のものを議案書の中に入れるのがわかりやすいのかどうかということ。あと我々が承継が適切かどうかを判断する根拠に

名前は特に入っていません。名前ではなくて、その体制であったり、技術であったり、知的財産権もありますが、そういったものがしっかり承継されていくのかというのを判断して、それが大丈夫だということを議会にお示しするのがまず大事だということなので、名前が変わるということをあわせて説明することによって、本質を失ってしまう、混乱を生じるのではないかという配慮から、名前が変わるという予定についてはお示ししないほうがわかりやすいのではないかという判断の上で、そういう議案の説明の仕方になっているという事情がございます。決して隠そうということではなかったわけではないということは御説明させていただきたいと思います。

○高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長 先ほど柳村委員からの御指摘、御意見もございましたし、ただいまの神崎委員からの御指摘もございました。今後執行部側としましても、議会と信頼関係のもとで進めていけるように取り組んでまいりたいと思います。

○八重樫河川港灣担当技監 ただいまの神崎委員の御指摘は重々、これからの委員会説明等もっと丁寧に、判断していただくための資料づくりや説明の内容、こういったことについて、さらにしっかりと対応させていただきたいと思います。御指摘を真摯に受けとめて、今後とも信頼関係を本当に重要なものとして考えておりますので、対応させていただきたいと考えてございます。

○佐々木宣和委員 東芝の話はかなり出たので、一つだけ確認というか、今回商号変更というところだったのですけれども、承継承諾のための確認事項のところで、建設業許可証明書を確認しているということが書いてあります。これは通常、知事の許可なのか、国土交通大臣の許可なのかかわからないのですけれども、この許可を得るためにはどのぐらいの時間がかかるものなのか。申請を出して、県が確認して許可されるというのは、インターネットで見たところ、知事許可は40日ぐらいで、大臣許可は120日ぐらいというのを見たのですけれども。

○菊池建設技術振興課総括課長 今回の株式会社東芝の関係のケースにつきましては、国土交通省の許可でございますけれども、県のほうは県のほうで建設業許可というものを出す権限を持っておりますけれども、さまざまなケースで長短はあると思いますけれども、県の場合ですと一般的には大体1カ月程度かかります。

○佐々木宣和委員 恐らくいろんな要因があって会社の名義も変更して、ノウハウも全て移管したような形で、それはこの免許をスムーズに移行させていくために、本社をぶち抜くような形でやったのかと思っています。要は、この証明書を出すのに1カ月間県の場合だとかかるというお話だったので、今そういった確認をして、東芝電機サービス株式会社でも大丈夫ということで、今回この水門・陸閘自動閉鎖システムは、東芝インフラシステムソリューション社の体制で問題ないというのを確認したということなのですよ。

○岩淵河川課総括課長 承継承諾を確認するに当たりまして、承継先の東芝電機サービス株式会社が建設業許可を得ているかどうかについて書面を出していただきまして、その内容でそのとおり許可を受けているということも確認した上で、いいということで確認しま

した。

○佐々木宣和委員 要は、東芝電機サービス株式会社とはまた別の人格がこの事業をやるということになると思うので、インフラシステムソリューション社が、その免許に値するだけの施工能力があるということを確認した上で、事業承継で名前変更するということを許したというか、理解したということなのですよ。伝わっていますか。

○八重樫河川港湾担当技監 まず、承継の中身の確認については、インフラソリューション社、もともと株式会社東芝本社の社内カンパニーのインフラ部門が業務を行っております。その行っている業務は、その組織がそのまま、今度は東芝電機サービス株式会社の中でその業務を行うということで、まず東芝電機サービス株式会社という会社はその業務が移管されるというのが7月1日までに終わることを確認しております、東芝電機サービス株式会社のほうは建設業の許可を別途また持っているということでした。

今回報告させていただいた新たな東芝インフラシステムズ株式会社は、まだその時点、6月30日までは存在していないというような状況でした。まず、建設業許可と実態的な能力ということについては、それぞれ社内カンパニーでの能力、東芝電機サービス株式会社が持っていた建設業許可資格、これについて妥当だという審査をしたということになります。

○佐々木宣和委員 わかりやすくやれば、切ってから許可をもう一回とってというのをやればいいのでしょうかけれども、そのスピード感なり、効率なりを考えて、こうやったのだらうと思うところで、何にしてもかなりイレギュラーな形でやっていると思うので、きちりインフラシステムソリューション社と交渉して、話し合っ、きちっと事業を進めていただきたいと思います。

次に、フェリーに関して少し伺いたいと思うのですが、今回ターミナルビルの案件が出てきたというところで、県土整備委員会でも八戸港のシルバーフェリーを視察に行ったわけで、そのときに大体このぐらいのトラックが載りますとか、物が運ばれますということ川崎近海汽船株式会社のほうから説明を受けたのですが、県当局として、物量なり、人が何人ぐらい乗るかというものはどう把握されているのか教えていただきたいです。

○照井港湾課総括課長 川崎近海汽船株式会社のほうから、フェリー航路を開設するに当たって、1日の貨物の見込みについては当初の段階で公表されております。県といたしましては、貨物の集荷のためにも、昨年度から今年度にかけて県内と隣接県の事業者を対象としてアンケート調査をやっておりまして、その集計結果をもとにポートセールスをかけて、そのうえで貨物について集荷を図っていきたくて考えています。

集客については、確かな数字は持っていないのですが、観光課と連携をして、なおかつ沿岸広域振興局のほうでも北海道の胆振総合振興局と協定を結ぶとか取り組んでおりますので、集客等についても進めていきたいと考えております。

○佐々木宣和委員 北海道から岩手県に来るほうはかなり計算できているけれども、岩手

県から北海道に行くほうは少ないのではないかと聞いておりますので、何とかこれを埋めていかないと、結局岩手県から出るのは8時、日中ずっとフェリーに乗るというのはなかなか考えづらいのかということも思って、これを1日2便にするなりということをしていくためには、乗客数なり貨物の量をふやしていく取り組みが必要なのかと想っているところです。私もさまざまなフェリーの勉強会などに行かせていただいて、1日の貨物の量が少ないのであれば、そのストックポイント、物がある程度置いておくポイントをつくっておいて、まとめて出すようなシステムをつくるというのではないかと提案も受けたようなことがあるのですけれども、そういったことに関して、県当局はどう考えているか伺います。

○**照井港湾課総括課長** 確かにフェリーの集荷のためにも、現地に倉庫とかそういうものを設置したほうがいいのではないかとというようなお話も伺っておりますけれども、行政でやるべきものなのか、民間でやるべきものなのか。実際宮古港周辺でそういう用地がないかというような打診を受けるケースもありますので、その辺需要見込みを勘案しながら検討していきたいと考えています。

○**佐々木宣和委員** 今後アンケート調査等々の結果も踏まえながら検討していくというようなところかもしれませんが、平成30年、来年6月にスタートして、どんどん、どんどん走っていくところなので、先を見据えながら早目に対応していただきたいと思っています。三陸沿岸道路も平成36年度にほぼ完成するということと、宮古市は岩手の沿岸の中心となり得るので、物流拠点というのが宮古市にあると、今トラックドライバーがなかなかいないとか、効率化させていかなければいけないという状況でもあるようなので、検討しながら考えていただきたいと思います。

最後に、笛吹峠の道路の使用について伺いたいと思います。平成28年台風第10号による被害でかなり甚大な被害を受けていて、通行どめ等々があるようですけれども、被災状況を伺いたいと思います。

○**大久保砂防災害課総括課長** ただいま御質問のありました主要地方道釜石遠野線笛吹峠の被災状況についてお答えいたします。こちらは釜石側で19カ所、遠野側で9カ所、全28カ所、被害額が約11億2,000万円に及ぶ被害があったところでございます。

○**佐々木宣和委員** すさまじい被害ということで、橋野高炉に向かうところかと思えます。これから夏休みになり、秋には、橋野高炉を見に来る方も多くいらっしゃるのかと想定されるのですけれども、今後の工事の進捗というか、開通の見通しをお願いいたします。

○**大久保砂防災害課総括課長** 笛吹峠の全面通行どめについてでございますけれども、こちらは被災直後から現在も全面通行どめになっている状況でございます。全面通行どめにつきましては、一連の被災箇所の中に平成27年度に世界遺産登録となった橋野鉄鉦山へ通じる釜石の市道がございまして、その通行を確保した上で峠部分の14キロメートルについて規制を行っているものでございます。

笛吹峠の交通につきましては、観光面の重要な位置づけになったことから、また周辺住

民につきましては生活面、産業面から、従前から必要であった道路でありましたことから、早期の復旧に向けて発注ロットや発注の方法を工夫するなどして、現在19カ所について工事を進めているところでございます。

なお、現時点で未発注の箇所でございますけれども、早期に用地取得や国有林野の貸与などの手続の手はずを整えまして、発注し、沿岸と県南の各広域振興局で連携しまして進めることとしております。そして、峠部分の交通につきましては、平成29年度内の供用を目指しているところでございます。

○白澤勉委員 それでは、私から何点かお伺いいたします。今回の議案の中にも、議案第20号、第21号ということで、50年以上が経過した橋梁の請負契約締結に関する議案が提出されております。平成28年に策定された岩手県公共施設等総合管理計画によると、たしか橋梁で、この徳田橋を含めて、4分の1程度が建設後50年以上経過していたかと理解しておりますが、お伺いしたいのは、橋梁の長寿命化修繕計画というものの、たしか10年ぐらい前から策定されているかと思うのですけれども、どの程度の橋梁について、長寿命化修繕計画が策定されているのか、そこの状況について、わかればちょっとお聞きしたいと思います。

○白旗道路環境課総括課長 平成23年度に岩手県橋梁長寿命化修繕計画を策定したところでございまして、その中では管理する橋梁として2,704橋を対象にしてございます。

○白澤勉委員 2,704橋の修繕計画が策定されているということでございますが、このうちどの程度の橋梁が修繕されているのかと。要は、この中でも早急にやらなければいけない橋梁、あるいは修繕が必要とされるものというのは、A、B、Cランク、それぞれあるかと思えます。もっと具体的に言えば、50年以上経過している橋梁とか、そういった部分があって、私が聞きたいのは、今後どの程度、毎年どのペースで出てくるのかというようなところ、どういう計画でいるのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○白旗道路環境課総括課長 先ほどの岩手県橋梁長寿命化修繕計画におきましては、健全度区分といたしまして、早期に修繕が必要である橋梁をEランク、それから予防的な修繕が必要な橋梁をCランク、当面修繕は必要がないというような橋梁をAランクとして区分してございまして、そのうち15メートル以上の橋梁につきましてE区分の橋梁については、平成27年度までに修繕は終わっております。

50年を超えるような橋梁につきましては、健全なものもございまして、50年以上たっているからといって、全て修繕が必要かというところではございませんので、当面C橋梁について修繕を行っていく予定としております。

○白澤勉委員 今後さらに10年、20年たっていけば、やはり修繕なり延命化をしながらやっていかなければいけない部分があるかと思いますので、そこら辺も適切にお願いしたいと思います。

次に、歩道の設置要望と申しますか、状況についてちょっとお伺いいたします。私、先日流通団地のところを巡回と申しますか、歩いていましたら、小学生の子供たち、小学4

年生の子がいて、ちょうど歩道が切れているところがあったのです。100メートルぐらいの歩道なのですけれども、歩道が切れているところでとまって、ダンプカーとか車が通過するのを待って、それらが行ってから通過していた光景を見ました。子供たちにどうだと聞いたら、やっぱり怖いと、特にトラックとかダンプカーとかそういうのが多くて怖いというようなことでした。そういう中で、小学4年生で、南昌団地から煙山小学校まで通っているような子供たちが数人いらっしゃいました。

そこで、現在岩手県に、小学生とか中学生、子供たちが通学に必要なとする歩道の設置要望箇所はどの程度来ているのか、ちょっとお伺いいたします。

○**白旗道路環境課総括課長** 平成28年度に頂戴した歩道設置の要望箇所につきましては、41カ所いただいています。

○**白澤勉委員** これは、通学路も含めての全体の話なのですか。それで、要は何を聞きたいかという、その切れている箇所とか、県内いろいろあるとは思いますが、本当は当初から通したかったけれども、結構用地取得が難航して手つかずだったと、なかなかとまっているというような場所だと思います。実際そこも20年来のいろいろな経緯もあって難航していると。ただ、ようやく用地取得に対して協力するというような明かりが見えてきた、こういう改善が見られてきたときに、採択の考え方という意味では、児童数だとか交通量とか、あるいは歩道の連続性といった部分、総合的に考慮して採択していくのだとは思いますが、そこら辺のお考えをお伺いします。

○**白旗道路環境課総括課長** ただいま委員からの御指摘のとおり、歩道設置に関しては、先ほど答弁したとおり、平成28年度においては41カ所ぐらいの要望をいただいております。多くの要望をいただいているところです。県におきましては、そういった中から必要性の高いところであるとか、緊急性の高い箇所から整備を進めているところでございます。さらには、今後の交通量の推移とか、地域の沿道状況、県全体の歩道整備の進捗状況なども踏まえながら検討していきたいと思っております。

○**白澤勉委員** ぜひ通学路の実態をよく見ていただきたいと。特にも、県内でも遠距離を自転車で通わざるを得ない学区というか、通学路があると思うのです。そういったところで、そういう自転車通学されているような箇所なんかを改めて県土整備部としても、ちょっと把握した上で、さらにその緊急度とか危険性を排除するような部分をぜひ御検討していただければと思います。

最後に1点、河道掘削の状況についてお伺いいたします。今回の平成28年台風第10号災害の教訓として、やはり立木の除去であったり、河道内の土砂の除去という部分が重要になってくるのかと思うのですけれども、県単事業の治水施設整備事業等で、県内の必要箇所というのはどの程度あるのか改めてお伺いし、そして今後その予算づけが、毎年度どの程度それを解消されていく予定でいるのか、そこのお考えをお伺いします。

○**岩淵河川課総括課長** 委員のほうから、河道掘削がどのぐらいの箇所というお話がございました。これまでも河道掘削等につきましては、年次計画を立てながら、その中で優先

順位を勘案して実施しているところでございます。箇所数につきましては、今調べていましたので、確認次第回答します。

○白澤勉委員 正確な数字は結構なのですけれども、私この前、紫波町管内のところの県管理河川について、地域からの要望もあって聞きました。一緒に盛岡広域振興局の土木部にも対応していただいたのですけれども、そのときに、必要性はわかるけれども、予算がなかなかつかない。県単事業ですから、やりたくてもやれないというような事情があるという話を聞いております。

国土強靱化計画でも、この河道掘削を含めた適正な河川の管理という部分は重点的にやっていると思うのですが、要はそこら辺の予算措置とかそういった部分の今後の見通し、岩泉町のほうを優先的にやらなければいけないのは重々わかっておりますので、その一方で内陸のほうもまだまだやるべきところもあろうかと思えます。そこら辺の見通し、お考えをお伺いしたいと思います。

○岩淵河川課総括課長 先ほど河道掘削と、あと立木の処理の件数についてお尋ねがありました。河道掘削については約240カ所、あと立木の伐採については120カ所でございます。

あと、これからの内陸部分の河道掘削の対応についてでございますが、今年度は当初予算約3億9,000万円余と、それから昨年度からの繰越金の29億円でございます。合わせて32億9,000万円ほどで執行することとしております。

現在平成28年台風第10号対応を優先してやっているところではございますけれども、県内陸部におきましても現在必要な箇所を実施しております。今後も引き続き、河道の状況等も確認しながら、適正な河川管理に努めてまいりたいと思っております。

○中平均委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は、退席されて結構です。お疲れさまでございます。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営等について御相談がありますので、そのままお待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思えます。調査項目については、港湾行政をめぐる最近の情勢についてとしたいと思えます。また、次々回9月に予定しております閉会中の委員会でありましたが、所管事務の調査を行いたいと思えます。調査項目については、内陸災害公営住宅の整備についてとしたいと思えますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。追って継続調査と決定した各件については、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査についてであります。お手元に配付しております平成29年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加をよろしく願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。